

会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	令和6年11月18日(月) 午前10時から午前11時まで
開催場所	板橋区役所北館11階 第2委員会室
出席者	<p>【委員】</p> <p>荒木秀幸委員 小林英子委員 澤田稔委員 茂野善之委員(職務代理) 田中良幸委員 平塚幸雄委員(会長) 松岡繁幸委員 山内金久委員 山本菊子委員</p> <p>【事務局】</p> <p>田中光輝総務部長(幹事) 荒井和子総務課長(書記) 金子清美文書係長</p> <p>【行政委員会事務局及び監査委員事務局並びに区議会事務局】</p> <p>林栄喜事務局次長(教育委員会事務局) 堺由隆事務局長(選挙管理委員会事務局) 木内俊直事務局長(農業委員会事務局) 堀井啓己総合調整係長(監査委員事務局) 五十嵐登事務局長(区議会事務局)</p>
会議の公開について(傍聴)	<p>公開(傍聴できる)</p> <p>部分公開(部分傍聴できる)</p> <p>非公開(傍聴できない)</p>
議題等	区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	東京都板橋区特別職報酬等審議会資料 諮問書(写) 答申案
所管課	総務部総務課文書係 電話03(3579)2054
審議等の状況	<p>幹事 皆様おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和6年度特別職報酬等審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、本年8月からですが、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>幹事 それでは、坂本区長から皆様に御挨拶を申し上げます。</p> <p>(区長挨拶)</p> <p>幹事 ここで、坂本区長から平塚会長へ諮問書をお渡しします。</p> <p>(区長から会長へ諮問書伝達)</p> <p>幹事 これから諮問書の写しを皆様にお配りいたします。また、諮問に対する審議に入りますので、区長は一旦ここで退席させていただきます。</p>

	(区長退席／諮問書の写し配付)
幹事	それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局の職員をご紹介します。 (事務局職員紹介)
幹事	では、この後の会議の進行は平塚会長にお願いいたします。
会長	審議会の運営については、資料 29 ページ、「審議会の会議の運営について」のとおり、公平で円滑な進行に努めてまいりたいと思います。 委員各位におかれましても、御協力をお願いいたします。 なお、会議録については、各委員の名前は伏せて、要旨を公開します。 それでは審議に入りたいと思います。はじめに、書記であります総務課長から諮問内容及び資料について説明願います。 (書記による説明)
会長	ただいま事務局より説明ございました件につきまして、御質問、御意見などございましたら、御発言願います。 初めに、区長等特別職の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額については 1.2%引き上げ、改定の時期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から実施という答申案に、御発言のある方は挙手願います。
委員	組合との交渉とか、それはどうなのか。
会長	事務局お願いします。
書記	現在、交渉中でございます。
委員	交渉中ということは、まだ確定していないということを前提にして議論ですか。
書記	妥結はしてございませんが、民間との給料で比較をして行った特別区人事委員会勧告につきましては尊重すべきものとして、本審議会で審議をいただくものでございます。
委員	これまでもこういったケースはありましたか。
書記	日程の都合もございまして、特別区人事委員会勧告が出た時点で、特別職等につきましても、内容等を参考にさせていただきまして、審議いただくということで進めてございます。
委員	今の妥結に至らない主な要件というか、どの点で、妥結されてないのか、ちなみに聞いておきます。
会長	事務局お願いします。
幹事	特別区人事委員会勧告が出てから、労使交渉というのがスタートいたしまして、特別区の場合は 23 区の組合の連合体と統一的に区長会の方で行います。

現在交渉の状況につきましては、例年この時期には、最終盤に入っています。統一交渉の中では、毎年、論点がございます。

今年の主な論点といたしましては、1万円を超える給与格差というのは、平成4年から32年ぶりという状況でありまして、特別区の特別給につきましても、他の自治体、国よりもさらに大幅なアップの勧告がなされています。その辺は、一定の評価はされているところですが、若年層にかなり手厚い状況だということに関して、中堅或いはベテラン層の職員に対する配慮が不足しているのではないかと、あとは直接的に給料、ボーナスに関わるものではないけれども、今回、扶養手当の廃止の勧告がなされておりまして、配偶者或いはパートナーの扶養手当をもらっているものをなくして、それを原資として、子ども手当を増やすというような動きもございます。その辺についても、交渉が重ねられているというような報告は受けているところでございます。

時期的には、妥結に向けた最終盤というのが、例年のスケジュール的なイメージでございますので、当審議会においての諮問、あるいは御審議をいただくタイミングとしてはどうしても最終妥結前に、この場で御審議をいただくということを御理解いただきたいと思います。

委員 なるほど。概ねはわかりますが、要するに職員の年齢が、いろんなベテランと若手とか、その中でやりくりしているという感じに聞こえるわけです。どっちを厚くするかとか、どこから持ってくるかとか。

ただ私が気になるのは、やはり政府も賃上げが大事だと言って、日本の失われた30年、30年も賃金が上がってない。それが、消費購買力を引き下げ、日本経済全体が沈滞している。そういう流れを見ると、大きく上げなくちゃいけない。

最低賃金もそうですが、そういう時期に、若年層には厚く、ベテランの何とかかんとかいう話は、やはり、その辺の観点から、私は本当に今の話を聞いて、まだそんな議論をしているのかと思ってしまいます。

その点では、日本経済全体これからのことを考えれば、なぜ失われた30年と言われているのか、どこからやるのかと、賃上げだと、政府も言っているわけです。

今度の特別区人事委員会勧告も、そういった点では、組合が要求しているように、若年層を上げるのは当然だけれども、全体を大きく上げるという、そういう立場でやらなきゃいけないと思います。

板橋の皆様がどういう、コミットするののかというのは問われていますが、やはりそういう立場で、この組合の問題も、それを準拠して、特別職の報酬を議論するわけだ

から、そこに思いをはせる必要があると私は思います。以上です。

委員 今、幹事の発言の中で、報酬全体はここで議論をすることだけでも、制度、扶養手当が変わってという話、直接ここには関係ないかもしれないけれど、これについて、今の世の中の流れと私は逆行しているのではないかと思って、今103万円の壁とか、いろいろ制度見直しを凶っている中で、やはり扶養控除をどうしていくかとの話もある。もちろん、若年層に子育てに支援をするということも大事だと思うが、廃止するというのは、組合だって納得できないと思うが、その辺を直接ここには関係ないかもしれないが、説明していただければありがたい。

幹事 扶養手当の状況でございますけれども、まず、先んじてなされました国の人事院勧告で、扶養手当の廃止、それを原資として、養育している子どもに対する手当を増額していくというような考え方が示されました。

細かな話になりますが、特別区全体で扶養手当の支給を受けている職員というのが、支給されている職員のうちの9%程度で、子を扶養している職員というのが23%程度ということで2.5倍。2倍ちょっと子育ての方が多ということになります。配偶者を扶養している職員の数が減少しているというのは、いわゆる共働きという職員が増えているような実情もあるかと思えます。

また、国が推し進めている子育てに対する支援、金銭的な支援ということも踏まえて行われた国の勧告というのを、特別区人事委員会の方でも、重く受けとめて、このような形になったというふうに思っています。

当然配偶者を扶養している方についても、中には働きたくても働けない配偶者やパートナーがいるというような実情もありますので、そういった部分については、かなり組合側からも、強い意見をいただいているような状況でございます。

委員 我々が行ってきた時代と変わって、今、女性が家庭内にとどまらない、共働きをするという時代になりつつあるから、そういう考え方が出てきたのかもしれないが、幹事がおっしゃったように働きたくても働けない人もいらっしゃるし、そういう方向性はわかるけれども、そこら辺は、もっと細かく考えるべきだと思うし、そういうこともすべて給与の体系の中に入ってくると思います。

もちろんできる、できないという範囲もあるでしょうし、人事委員会勧告はすべて、金科玉条でもないような気がします。そういう制度的なものに関しては、そこは検討して、やはり皆さんが働きやすいような形態を作ってあげるようお願いをできればなと思います。

会長 他にご意見ありませんでしょうか。いらっしゃいましたら挙手願います。

委員 さっきも触れましたが、失われた30年と。賃上げは政府もみんな口に出して言っています。最低賃金も1500円と時間当たりの声も広がっています。ですから私たちは、本当に賃上げをすることが日本経済の再生の要だと思っています。ただ、特別職の報酬は賃金ではありません。ですから私は職員の賃上げは大いに進めなきゃいけない。そして同時に、特別職の報酬の値上げは反対です。社会経済状況があります。それに加えて、この前の総選挙では、裏金問題で自民党公明党与党が過半数割れ。これは、裏金を作って裏金で何をしているかわからないという、大きな区民の怒りが広がった。私は区民感情からいって、とりわけこの時期に、特別職の報酬引き上げは、区民の納得が得られるものではないと思います。

職員の給料を上げて、特別職の報酬は引き上げるべきではないと意見を申し上げます。以上です。

委員 私は今回の答申案に対して賛成をしたいと思います。区長、副区長、特別職の方、また議員の方、ボランティアではないわけです。生活が、皆さん基盤に置かれておりますし、社会状況の中において、非常に賃上げということは、職員もそうだし、特別職の方も同等に、区のために働いておられるわけですから。これは差別、区別をすることなく、上げていくべきだと私は思います。

また、社会情勢が今回の選挙の結果に対して、それぞれの個々の状況がありますので、この全般的な賃上げの中で、特別職も、それ相応の合理的な理由をもって引き上げられるべきだということでございますので、私は賛成をさせていただきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。他に。

それでは、審議会では全委員の意見が一致するよう議論を尽くすことになっておりますが、これに至らないときは、過半数の委員の意見をもって決定すると規定されております。御意見が一致に至りませんでしたので、ここで多数決をとりたいと思います。答申案に賛成の方、挙手を願います。

会長 それでは答申案が賛成多数となりましたので、区長等特別職の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額については、1.2%引き上げ、改定の時期につきましては、令和6年4月1日から実施するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 ありがとうございます。

なお、答申の決定が全員委員一致には至りませんでしたので、その他の意見があった旨を付した上で答申するというところでよろしいでしょうか。

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会 長 ありがとうございます。それではそのように決定いたします。</p> <p>続きまして、特別職等の期末手当については、一般職員を参考に、支給月数を0.15月引き上げ、改定の時期については、一般職と同じ改正条例の公布の日からという答申案に、御発言のある方は挙手願いたいと思います。</p>
	<p>委 員 先ほどの第1項目と同じ理由で、2項目目も反対します。</p>
	<p>委 員 私は先ほどの1項目の理由と同様に、2項目目は賛成をさせていただきます。</p>
	<p>会 長 他にいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>御意見が一致に至りませんでしたので、ここで多数決をとりたいと思います。</p> <p>答申案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>答申案が賛成多数となりましたので、特別職等の期末手当については、支給月数を0.15月引き上げ、改定の時期については、一般職員と同じ改正の条例の公布の日からということによろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>会 長 ありがとうございます。こちらも全員一致には至りませんでしたので、その他の意見があった旨を付した上で答申するというによろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>会 長 それでは、そのように決定いたします。</p> <p>この後、本日の審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。答申案の準備の間、しばらく休憩とさせていただきます。準備ができ次第、審議会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>(暫時休憩／答申案配付)</p>
	<p>会 長 それでは審議会を再開いたします。</p> <p>答申案について、職務代理から説明願います。</p>
	<p>(職務代理による説明)</p>
	<p>会 長 ありがとうございました。</p> <p>ただいまの答申案につきまして、御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>会 長 それでは、原案のとおり答申することといたします。よろしく願います。皆様ありがとうございました。</p>
	<p>幹 事 それでは、区長の入室まで、このままお待ちください。</p>

	<p>(区長入室)</p> <p>幹 事 それでは、平塚会長から答申書を坂本区長へお渡し願います。</p> <p>(会長から区長へ答申書の交付)</p> <p>幹 事 ありがとうございます。それでは、坂本区長より御挨拶申し上げます。</p> <p>(区長挨拶)</p> <p>幹 事 ありがとうございます。</p> <p>最後に委員の皆様にも今後の流れについてお知らせさせていただきます。</p> <p>一般職員の給与改定に係る 23 区統一交渉の結果及びただ今提出いただいた答申書を踏まえまして、関連する条例の改正（案）を区議会に提出いたします。</p> <p>期末手当の支給を考慮しますと、11 月中旬に条例改正の議決をいただく必要がありますので、今後、議会日程等の調整が見込まれているところであります。</p> <p>では、以上をもちまして本日の審議会を閉会といたします。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。</p>
--	--